

岐阜県立看護大学
事務局等デスクトップパソコン・ノートパソコン導入、賃貸借契約
に関する一般競争入札公告

岐阜県立看護大学事務局等デスクトップパソコン・ノートパソコン導入、賃貸借について、一般競争入札を行うので、公立大学法人岐阜県立看護大学契約事務取扱規程（平成 22 年 4 月 1 日規程第 52 号。以下「規程」という。）第 18 条第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 9 日

公立大学法人岐阜県立看護大学
理事長 北山 三津子

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
公立大学法人岐阜県立看護大学 事務局等デスクトップパソコン・ノートパソコン導入、賃貸借契約
- (2) 業務の内容
入札説明書による。
- (3) 納入期限及び賃貸借期間
納入期限 令和 7 年 9 月 16 日
機器等の賃貸借期間 令和 7 年 9 月 17 日から令和 12 年 9 月 16 日まで
- (4) 履行場所
入札説明書による。

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に抵触しない者であって、岐阜県が作成する入札参加資格者名簿に登載されたもの
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）がなされている者（更生手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
- (4) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格の停止措置を、入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に受けていない者であること。
- (5) 過去 3 年以内に本件と同種類及び同規模以上の契約を締結し、当該契約を適正に履行している実績を有するものであること。

3 入札手続等に関する事項

- (1) 担当所属
〒501-6295 羽島市江吉良町 3047 番 1
公立大学法人岐阜県立看護大学 総務課総務担当
電 話：058-397-2300 F A X：058-397-2302
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
ア 交付期間
令和 7 年 6 月 9 日(月)から令和 7 年 6 月 23 日(月)までの（土日を除く）毎日午前 9 時から午後 5 時まで

- イ 交付場所
3の(1)と同じ。

(3) 入札参加資格の確認

- ア 入札参加希望者は、令和7年6月23日(月)午後5時までに、別に定める入札参加資格確認申請書に2の(5)に掲げる資格を証明する書類を添付した上で3の(1)まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- イ 期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。
- ウ 入札参加資格の確認結果は、令和7年6月25日(水)までに通知する。

4 入札の日時及び場所

- (1) 日時
令和7年6月30日(月) 午前10時00分
- (2) 場所
羽島市江吉良町3047番1
公立大学法人岐阜県立看護大学 会議室1

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 以下のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部を免除する。
 - ア 予定価格が500万円に満たないとき。
 - イ 入札に加わろうとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - ウ 入札に加わろうとする者が、過去2年の間に国(独立行政法人及び国立大学法人を含む。次号において同じ。)又は地方公共団体(地方独立行政法人を含む。次号において同じ。)と種類がほぼ同じであって、規模が同等以上の契約を2回以上にわたって締結したとき。
 - エ 入札に加わろうとする者が官公署であるとき。
 - オ 入札に加わろうとする者が岐阜県が作成する入札参加資格者名簿に登載された者であって、その者が落札者となった場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (2) 以下のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
 - ア 契約金額が500万円に満たないとき。
 - イ 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ウ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - エ 契約の相手方が、過去2年の間に国又は地方公共団体と種類がほぼ同じであって、規模が同等以上の契約を2回以上にわたって締結したとき。
 - オ 官公署と契約を締結するとき。
 - カ 岐阜県が作成する入札参加資格者名簿に登載された者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

6 入札方法

郵便又は電信による入札は、することができない。

入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札書記載金額」という。)の

100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

- (1) 入札者が入札参加資格の確認において虚偽の申請をしたとき。
- (2) 入札者が同一事項に対し、2 以上の入札をしたとき。
- (3) 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- (4) 入札保証金を免除した場合を除き、その全部又は一部が納付されていないとき。
- (5) 入札に関し談合等の不正行為があったとき。
- (6) 入札書に記名押印がないとき。
- (7) 入札書の記載事項の確認ができないとき。
- (8) 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
- (9) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、本通知の日から入札の日までの間に受けたとき。
- (10) その他あらかじめ指定した事項に違反したとき。

8 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに 4 の場所において行う。

9 入札又は開札の中止による損害

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

この場合における損害は、入札者の負担とする。

10 落札者の決定方法

規程第 4 条の規定により定めた予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内で最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。

11 落札の無効

落札者が原則として落札の通知の日から 1 週間以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とする。

12 その他

(1) 使用言語及び通貨

入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成要否

要

(3) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(4) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。この場合、原則として改めて公告し、入札を行うものとする。

(5) 落札者が、岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しない。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

- (6) 入札等に関する質疑がある場合は、令和7年6月24日(火)午後5時までに、別に定める質問票を3の(1)まで提出すること。
- (7) 詳細は、入札説明書による。